

環境水道分科会審査分

< 予算所管 >

環境局

【区分の表示】

次ページ以降の資料の（区分）は、以下の内容を示しています

- 「新規」は補正予算で新たに実施する事業です
- 「復興」は熊本地震からの復旧・復興に関連する事業です
- 「コロナ」は新型コロナウイルス感染症及び物価等の高騰対策に関連する事業です
- 「流用」は流用により予算執行を行った経費が含まれる事業です ※流用は支出科目の更正のための節の組替等全て含む

区分			
新規	復興	コロナ	流用

【財源内訳の表示】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、下記の金額を計上しています

- （国県）には以下の財源を計上しています
 - ・国庫負担金・県負担金--- 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの
（例）生活保護費国庫負担金
 - ・国庫補助金・県補助金--- 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの
（例）道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金
 - ・国庫委託金・県委託金--- 国または県から委託されて実施する事務経費の財源
（例）統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金
- （地方債）には以下の財源を計上しています
 - ・建設事業等の財源とするための借入金
- （その他）には以下の財源を計上しています
 - ・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています
（例）施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料
- （一般財源）には以下の金額を計上しています
 - ・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要な金額を示します
 - ・一般財源部分は、使途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

環境局

環境局・令和5年度補正予算総括表

1 一般会計

[歳出]

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	補正前の額	補正額	補正後の額
25			衛生費	10,985,143	0	10,985,143
25	25		環境保護費	1,830,706	0	1,830,706
25	25	10	環境保護総務費	1,399,178	19,032	1,418,210
25	25	20	緑化推進費	19,032	▲ 19,032	0
所管予算合計				17,190,366	0	17,190,366

[債務負担行為補正]

(追加分)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
三山荘指定管理料	令和5年度～令和8年度	46,500
西部交流センター指定管理料	令和5年度～令和8年度	155,100
共同利用施設託麻東部会館指定管理料	令和5年度～令和8年度	945

一般会計

<歳出予算>

環境局

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	款	25衛生費					10,985,143						
	項	25環境保護費					1,830,706						
	目	10環境保護総務費					1,399,178	19,032	2,404		1,900	14,728	
環境政策課	1	生物多様性保全推進経費				● 機構改革補正 環境共生課からの所管引継		7,930	2,000			5,930	
	2	自然環境保全経費				● 機構改革補正 環境共生課からの所管引継		10,430	404		1,900	8,126	
	3	環境政策課一般管理経費				● 機構改革補正 環境共生課からの所管引継	2,375	672				672	
	目	20緑化推進費					19,032	▲19,032	▲2,404		▲1,900	▲14,728	
環境政策課	1	生物多様性保全推進経費				機構改革補正 環境共生課からの所管引継	7,930	▲7,930	▲2,000			▲5,930	
	2	自然環境保全経費				機構改革補正 環境共生課からの所管引継	10,430	▲10,430	▲404		▲1,900	▲8,126	
	3	環境政策課一般管理経費				機構改革補正 環境共生課からの所管引継	672	▲672				▲672	

三山荘の指定管理について

1 施設の設置目的

熊本市余熱利用施設条例に基づき、市民の健康の保持及び福祉の増進に資することを目的として設置。
東部環境工場のごみ焼却に伴う余熱により電力及び温水を供給し、運営を行う温浴施設である。

2 施設の概要

- ・開 設 日：平成2年
- ・所 在 地：熊本市東区戸島町2573番地
- ・敷 地 面 積：6,769.00㎡
- ・延 床 面 積：992.63㎡
- ・現指定管理者：熊本市戸島地域環境保全協議会
(託麻東校区4自治会で構成)



【外観】



【浴場】

3 指定管理者の主な業務

- (1)施設の維持管理に関する業務
- (2)施設の使用許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (3)使用料の徴収に関する業務
- (4)その他、施設の管理運営に必要な業務

4 債務負担の内訳

- ・指定期間：令和6年(2024年)4月1日～
令和9年(2027年)3月31日(3ケ年)
- ・限 度 額：46,500千円(各年度：15,500千円)

5 施設利用者数推移

	利用者数(人)
R4年度	27,966
R3年度	16,694
R2年度	14,876
R元年度	43,434

※令和2年度～3年度の利用者減少は新型コロナウイルス感染拡大による休館等の影響



【位置図】熊本市東区戸島町

西部交流センターの指定管理について

1 施設の設置目的

温浴施設を中心に、研修室、多目的室、交流室、談話室等を配置し、体力づくりと地域の活動拠点となることを目的とし一体的に整備。

子どもから高齢者まで広い世代による地域の文化交流活動やレクリエーション、健康増進、交流拠点さらに、指定避難場所と位置づけ、地域住民のみならず多くの市民に利用される施設である。

2 施設の概要

- ・開設:平成30年
- ・所在地:熊本市西区小島2丁目7-50
- ・敷地面積:約10,000㎡
- ・施設面積:約1,700㎡
- ・現指定管理者:西部交流センター管理運営共同企業体
(株式会社パブリックビジネスジャパン・有価物回収協業組合石坂グループ)



【外観】



【浴場】



【多目的室】



【大広間】

3 指定管理者の主な業務

- (1)センターの施設等の維持管理に関する業務。
- (2)センターの使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務。
- (3)使用料の徴収及び還付に関すること。
- (4)使用料の減免の受付事務に関すること。

4 債務負担の内訳

- ・指定期間:令和6年(2024年)4月1日
~令和9年(2027年)3月31日(3ヶ年)
- ・限度額:155,100千円(各年度:51,700千円)

5 施設利用者数推移

	利用者数(人)
R4年度	103,278
R3年度	47,143
R2年度	35,218
R元年度	122,282

※令和2年度~3年度の利用者減少は新型コロナウイルス感染拡大による休館等の影響。



【位置図】

共同利用施設託麻東部会館の指定管理について

1 施設の設置目的

航空機騒音により生活が著しく阻害されている地域の住民に対し、その障害を緩和するために設置。
地域住民の生活の安定及び福祉の向上のため学習や集会等の用に供する施設である。

2 施設の概要

- ・開設：昭和54年
- ・所在地：熊本市東区戸島町853番地4
- ・敷地面積：1,440㎡
- ・延床面積：120.00㎡
- ・現指定管理者：熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会
(託麻東校区第8町内自治会で構成)

3 指定管理者の主な業務

- (1)施設の使用の許可、その取消し、その他施設の利用に関すること。
- (2)施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (3)その他、施設の管理運営に必要な業務。



【外観】

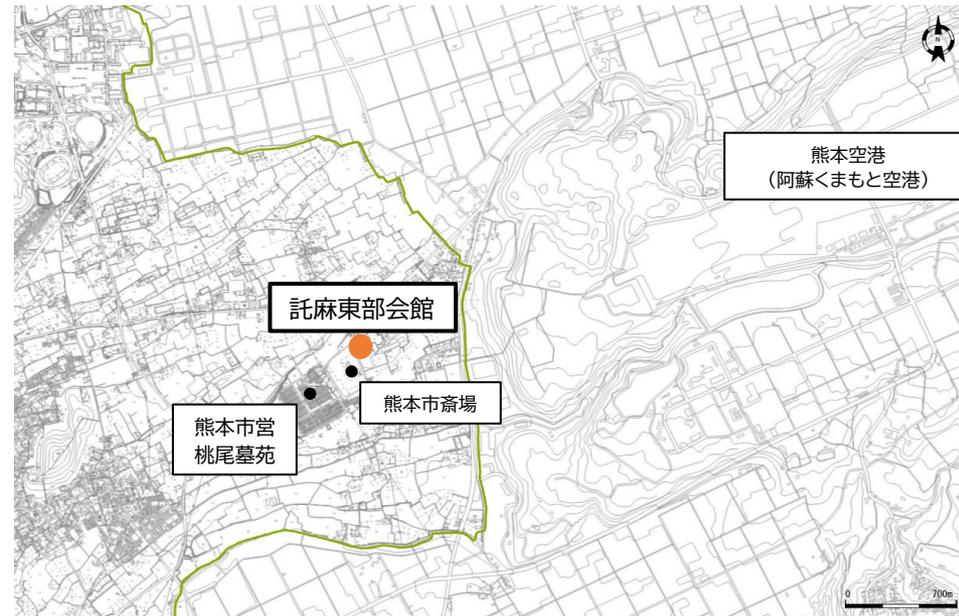
4 債務負担の内訳

- ・指定期間：令和6年(2024年)4月1日～
令和9年(2027年)3月31日(3ヶ年)
- ・限度額：945千円(各年度：315千円)

5 施設利用者数推移

	利用者数(人)
R4年度	2,598
R3年度	1,083
R2年度	634
R元年度	2,586

※令和2年度～3年度の利用者減少は新型コロナウイルス感染拡大による休館等の影響。



【位置図】熊本市東区戸島町付近